

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公売公告第 10 号
令和 6 年 1 月 11 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太田市長 清水 聖 義 印

公売財産の種類	小型自動車
公売財産の表示	別紙のとおり
公売参加申込期間	令和 6 年 1 月 11 日(木)午後1時 から 令和 6 年 1 月 30 日(火)午後11時 まで
入札期間	令和 6 年 2 月 6 日(火)午後1時 から 令和 6 年 2 月 8 日(木)午後11時 まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公売の方法	期間せり売り(売却区分ごとに売却する。)
売却決定日時	令和 6 年 2 月 16 日(金) 午前10時
売却決定場所	太田市役所 総務部 収納課(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買受代金の納付期限	令和 6 年 2 月 16 日(金) 午後2時30分まで
見積価額	別紙のとおり
公売保証金	別紙のとおり
配当を受ける権利の申し出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買受人の資格その他の要件	次のいずれかに該当する方は公売への参加及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
その他の事項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。公売保証金の納付方法は、入札者等(入札者等が法人の場合は該当法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード及びアメリカンエクスプレスカードのマークがついているクレジットカードに限る。)による納付に限ります。 3 せり売りに係る買受申込は、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行った買受申込は、変更又は取消しができません。 4 見積価額以上の入札者等のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 5 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 6 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現状有姿で行います。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 8 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 なお、公売財産の権利移転につき登記(録)を要するものについては、買受代金納付後速やかに権利移転に伴う費用(登記(録)嘱託書の郵送料)を提出してください。 9 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは公売を中止します。 10 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 11 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 12 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 13 太田市は公売財産の財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

別紙

売却区分番号	太5-7	見積価額	金3,298円
		公売保証金	金0円
財産の内容	財産の表示		
	財産名	BMW MINI クーパー	
	車両番号	群馬503 な ****	
	登録年月日	令和3年9月30日	
	初度登録年月	平成16年1月	
	自動車の種別	小型	
	用途	乗用	
	自家用・事業用の別	自家用	
	車体の形状	箱型	
	車名	BMW	
	車台番号	WMWRC32060-*****	
	型式	GH-RA16	
	乗車定員	4人	
	車両重量	1160kg	
	車両総重量	1380kg	
	長さ	362cm	
	幅	169cm	
	高さ	141cm	
	前前軸重	730kg	
	後後軸重	430kg	
	原動機の型式	W10B16A	
	総排気量又は定格出力	1.59L	
	燃料の種類	ガソリン(ハイオク)	
	型式指定番号	11179	
	類別区分番号	0103	
	有効期間の満了する日	令和5年6月2日	
財産の状況等	基本情報		
	ミッション	オートマチック	
	グレード名	クーパー	
	車体の色	レッド	
	走行距離	63,328km(令和6年1月5日時点)	
	付属品	始動キー1個、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、 自動車リサイクル料金預託証	
	車両等の状況		
	・令和6年1月5日に業者に依頼しバッテリー上がり状態から復旧させエンジンを始動後、保管場所に移動させた以降はエンジンが始動できていないためバッテリーの交換が必要と思われます。		
	・外装部に一部、砂や泥による汚れがあります。		
	・カーナビゲーションシステム及びETC車載器が搭載されています(動作は未確認です)。		
	・運転席の床面に砂埃等の汚れがあります。		
	・事故・修復歴については不明ですが所有者への聞き取りから過去にバンパーの補修を施しているとのこと。		
	・全てのライト類の灯火等は確認していません。		
	・車検切れの状態です(有効期間の満了日:令和5年6月2日)。		
	・全体的に経年劣化に伴う微小なキズがありますが大きなキズや損傷はありません。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・バックモニターが装備されています。 ・左リアタイヤのホイールにキズがついています。 ・リアワイパーのゴムの一部が剥がれ落ちています。 ・ルーフ部分に所有者が購入したアンテナが装着されています(正規のアンテナもあります)。 ・取扱説明書や整備手帳等はありません。 ・令和3年6月～令和6年1月までの走行距離は約1,700kmです。 ・燃料の残量目盛りは約1/4程度です。
<p>注 意 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。 ・公売財産(現状有姿)が道路運送車両の保安基準を満たしているか不明です。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金を納付した時とします。その後に発生した生じた財産の棄損、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。 ・買受代金納付時の状況(現状有姿)で引き渡します。 ・公売物件の引渡しは原則として太田市所有の倉庫(市内)で行います。公売財産の運送等を行いません。 ・買受代金納付時に物件を引き取らない場合には「保管依頼書」の提出が必要です。 ・権利移転(名義変更)手続については、買受人本人が「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に車両を持ち込み行ってください。ただし、権利移転に必要な一部の書類は本市が準備します。 ・自動車税環境性能割は、買受人自ら申告、納税してください。 ・引渡し及び権利移転に伴う費用は全て買受人の負担となります。 ・太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。

問 い 合 わ せ 先

太田市役所 総務部 収納課 特別滞納整理係
電話 0276-47-1935(直通)